

日本企業振興協同組合から組合員の皆様へ、お役立ち情報や研修のご案内などをお知らせいたします。

TOPICS

在留資格取り消し制度

令和4年度の在留資格取り消し件数について

在留資格取り消し制度は、我が国に在留する外国人が出入国管理及び難民認定法(以下「入管法」という。)第22条の4第1項各号に定める取消事由に該当する疑いがある場合に、意見聴取の手續(同条第2項)等を経た上で、法定の取消事由に該当することが明らかな場合には、当該外国人が現に有する在留資格を取り消すことができる制度である。

令和4年に在留資格を取り消した件数、出国による終止件数及び具体例は次のとおりである。

■在留資格取消件数

令和4年の在留資格取消件数は1,125件であり、令和3年の800件と比べると40.6%増加となった。

令和4年の在留資格取消件数について、在留資格別にみると、「技能実習」が901件(80.1%)と最も多く、次いで、「留学」が163件(14.5%)、「技術・人文知識・国際業務」が23件(2%)となっている。

国籍・地域別にみると、ベトナムが804件(71.5%)と

最も多く、次いで、中国(注1)が146件(13%)、カンボジアが53件(4.7%)となっている。

なお、取消事由別にみると、第6号が917件(81.5%)と最も多く、次いで、第5号が161件(14.3%)、第2号が28件(2.5%)となっている。

(注1)中国には、台湾、中国(香港)及び中国(その他)は含まない。

【参考】

- 第5号・・・入管法別表第1の在留資格をもって在留する者が、正当な理由なく在留資格に応じた活動を行っておらず、かつ、他の活動を行い又は行おうとして在留していること
- 第6号・・・入管法別表第1の在留資格をもって在留する者が、正当な理由なく在留資格に応じた活動を3月(高度専門職は6月)以上行わないで在留していること
- 第2号・・・第1号に掲げるもの他、偽りその他不正な手段により、上陸許可等を受けたこと
- 第1号・・・上陸拒否事由に該当しないものと偽り、上陸許可を受けたこと

入国管理庁 2023年3月24日 報道・公表資料より抜粋

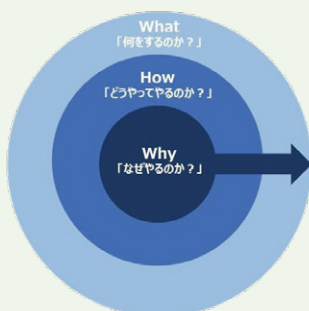
MEMO

ビジネスひとロメモ

ゴールデンサークル理論

物事を「Why(なぜ)→How(どのようにして)→What(何を)」の順番で説明することで、人の心を動かせるという考え方。多くの場合、「何をするか?」ではなく「何故それをするか?」の方が人は感情を動かされます。

例えば次の場合どうでしょうか。全体像や目的を伝えず、「何をするか」だけの部分的な指示を受ければ、そのことだけをやらされている感覚で行う。一方「何故それをするのか」という目的の説明を受けた場合は、自分なりの工夫とやりがいを持って自発的に行える。こういった違いが生じるのかもしれない。



INFO

①のご案内

研修のご案内



4月より就業前の技能実習生・特定技能者に対する、スターティング研修を開始しました。

入国後講習やオリエンテーションを終えた対象者に対し、その内容理解と就業直前の日本語コミュニケーション力の確認を目的としております。その結果を受け、必要なフォローを組合員企業(受入企業)様と行っていきたく思います。ご協力をよろしくお願いいたします。